

備考

**注意事項**

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

# 宅地建物取引士証



氏名 久保田 操  
(昭和45年11月29日生)  
住所 群馬県館林市富士原町1133-8  
サンステージB-101  
登録番号 (群馬) 第009789号  
登録年月日 平成16年1月9日

令和8年6月16日まで有効

群馬県知事 山本 一太



交付年月日 令和2年12月18日  
発行番号 第201000967号